

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示日 (注4)
インドネシア	ニマス島橋梁 ^{ニマス} 復旧計画（詳細設計） （計）のための贈与に関する日本 国政府とインドネシア共和国政 府との間の交換公文	ニマス島橋梁 ^{ニマス} 復旧計画（詳細設計）を実施するために 必要な役務を購入	33,000千円 H23.5.31まで	H21.3.13 ジャカル タで (同日)	日本側 塩尻孝二郎在イン ドネシア大使 ハムザ・ インドネシア側 アジア・太 平洋・アフリカ総局長	H21.3.30 167号
インドネシア	第二次西サトウレンガラ州橋梁 ^{ニマス} 建設計画のための贈与に関する 日本国政府とインドネシア共和 国政府との間の交換公文	第二次西サトウレンガラ州橋梁 ^{ニマス} 建設計画を実施するた めに必要な生産物及び役務の購入	492,000千円 H24.12.31まで	H21.12.10 バリで (同日)	日本側 塩尻孝二郎在イン ドネシア大使 ヲルタイ インドネシア側 ・ナタレガワ外務大臣	H22.1.4 6号
インドネシア	ニマス島橋梁 ^{ニマス} 復旧計画のための 贈与に関する日本国政府とイン ドネシア共和国政府との間の交 換公文	ニマス島橋梁 ^{ニマス} 復旧計画を実施するために必要な生産物 及び役務の購入	1,522,000千円 H24.12.31まで	H21.12.10 バリで (同日)	日本側 塩尻孝二郎在イン ドネシア大使 ヲルタイ インドネシア側 ・ナタレガワ外務大臣	H22.1.5 7号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇△□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。